

「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(仮称)」 に係る取組状況について(報告)

令和元年11月
国土交通省港湾局

洋上風力発電に関する政府方針等

政府の計画における洋上風力発電の位置づけ

■海洋基本計画（H30.5.15閣議決定）

○一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。

■エネルギー基本計画（H30.7.3閣議決定）

○価格低下とデジタル技術の発展により、電力システムにおける主力化への期待が高まっている再生可能エネルギーに関しては、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。

○陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠である。（中略）地域との共生を図る海域利用のルール整備や系統制約、**基地港湾への対応**、関連手続きの迅速化と価格入札も組み合わせた洋上風力発電の導入促進策を講じていく。

■長期エネルギー需給見通し（H27.7経済産業省決定）

○各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立する。

○自然条件によって出力が大きく変動する太陽光や風力についてはコスト低減を図りつつ、国民負担の抑制の観点も踏まえた上で、大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る。

■成長戦略実行計画（R1.6.21閣議決定）

○欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルールの適用を図る。

■成長戦略フォローアップ（R1.6.21閣議決定）

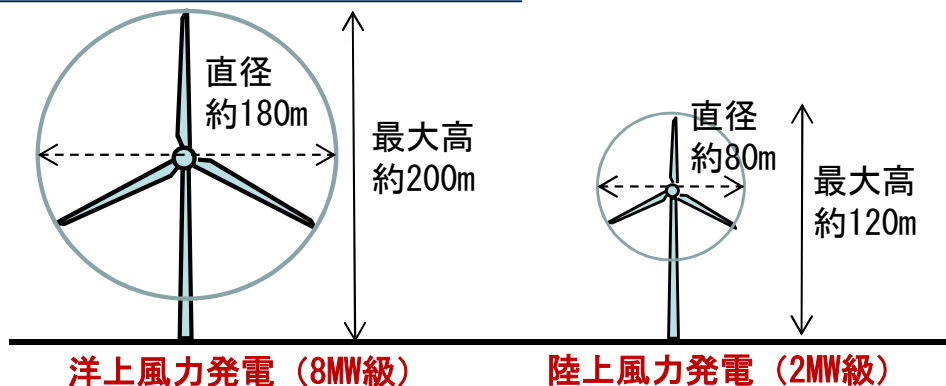
○再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、コスト競争力・産業競争力の強化と、自立化した電源として電力市場への統合を図るため、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討を進めるとともに、洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設などの投資環境整備、立地制約の克服に向けた技術開発及び安全指針の策定等を進める。

○洋上風力発電や地熱発電など地域ごとの特色ある再生可能エネルギーの地域と共生する形での導入・自治体等と連携した真の地産地消などを通じて、地域の活性化やレジリエンスの強化を図る。

■経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（R1.6.21閣議決定）

○再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討等を進めるとともに、電力ネットワークの強靱化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みの整備に取り組む。

（参考）風力発電設備の規模・特徴 ※直径等は代表的なものを記載。



洋上風力発電の経済効果 （日本風力発電協会試算）	
直接投資	5～6兆円
経済波及効果	13～15兆円

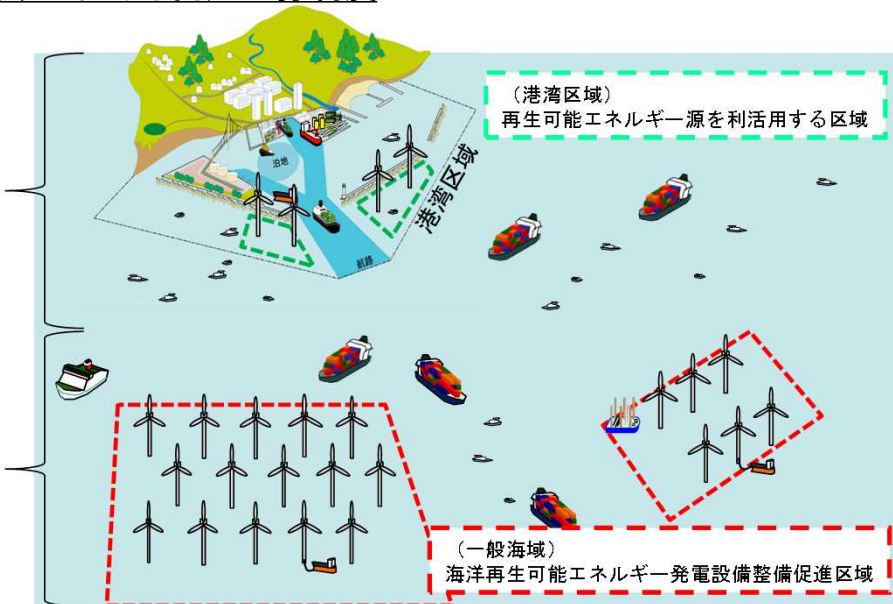
海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)制度の概要①

○洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾の埠頭について、国から再エネ海域利用法の選定事業者等に対し、長期・安定的に貸し付け、利用調整することにより、洋上風力発電の導入を促進する。

○港湾区域・一般海域における占用公募制度

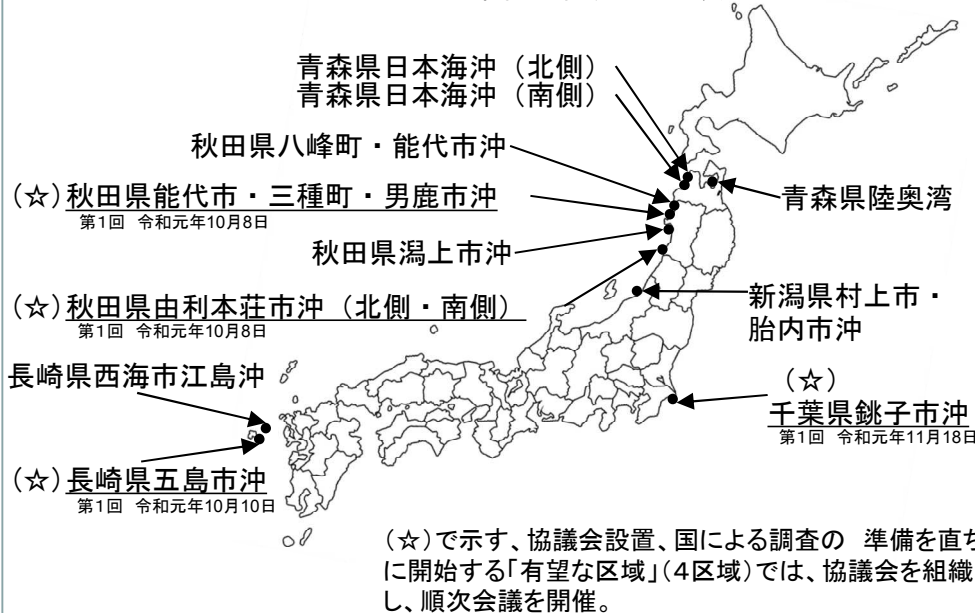
【港湾区域等】
港湾法の公募手続きに基づき、風力発電事業者を選定(H28年7月～)

【一般海域】
再エネ海域利用法(新法)の公募手続きにより、風力発電事業者を選定(H31年4月～)

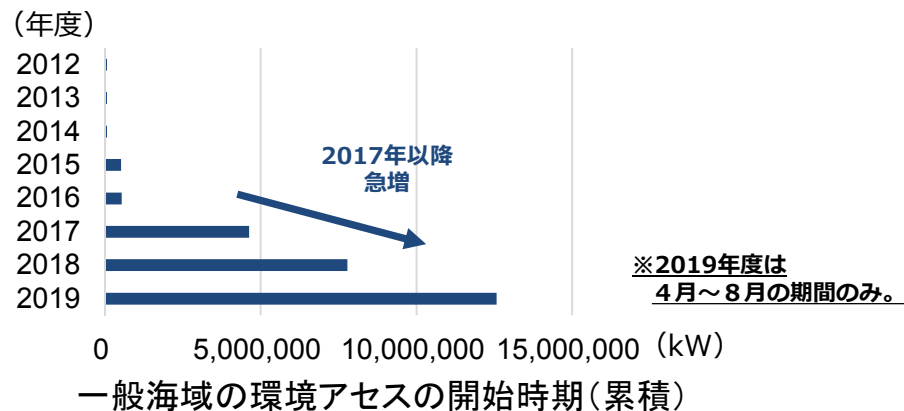


○既に一定の準備段階に進んでいる区域(11区域)

※令和元年7月30日公表



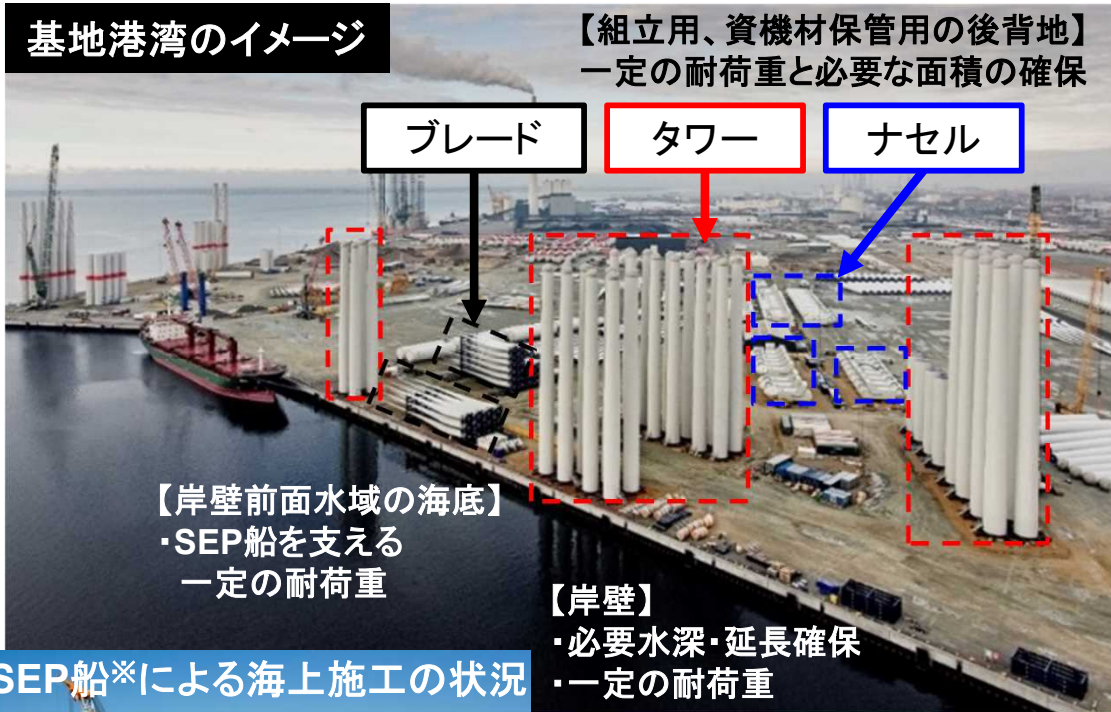
<欧州における基地港湾の利用状況>



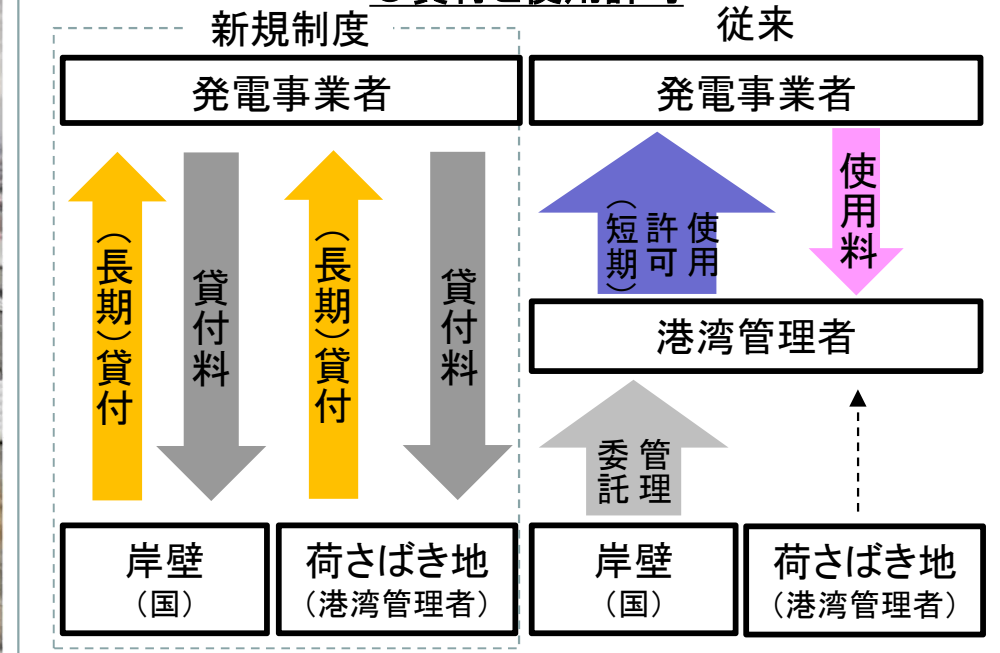
海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)制度の概要②

- 洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾においては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要であり、高度な維持管理のほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整も必要
- このため、国が基地港湾を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対し、長期・安定的に貸し付ける制度を創設

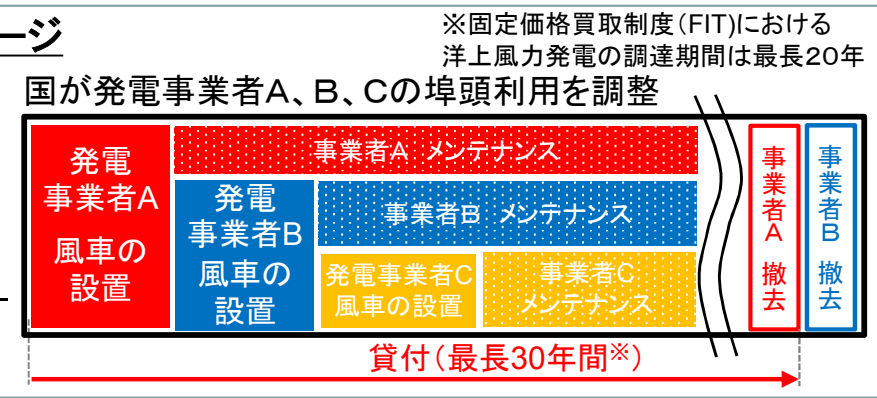
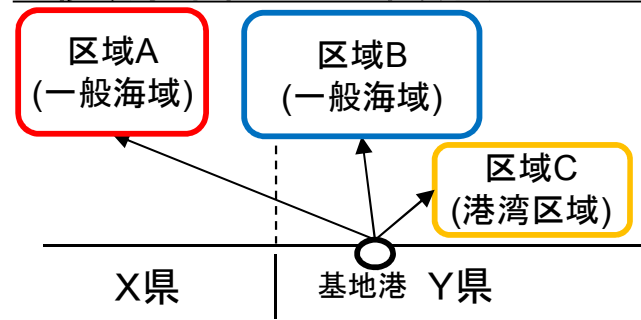
基地港湾のイメージ



○貸付と使用許可



○複数事業者による埠頭利用のイメージ

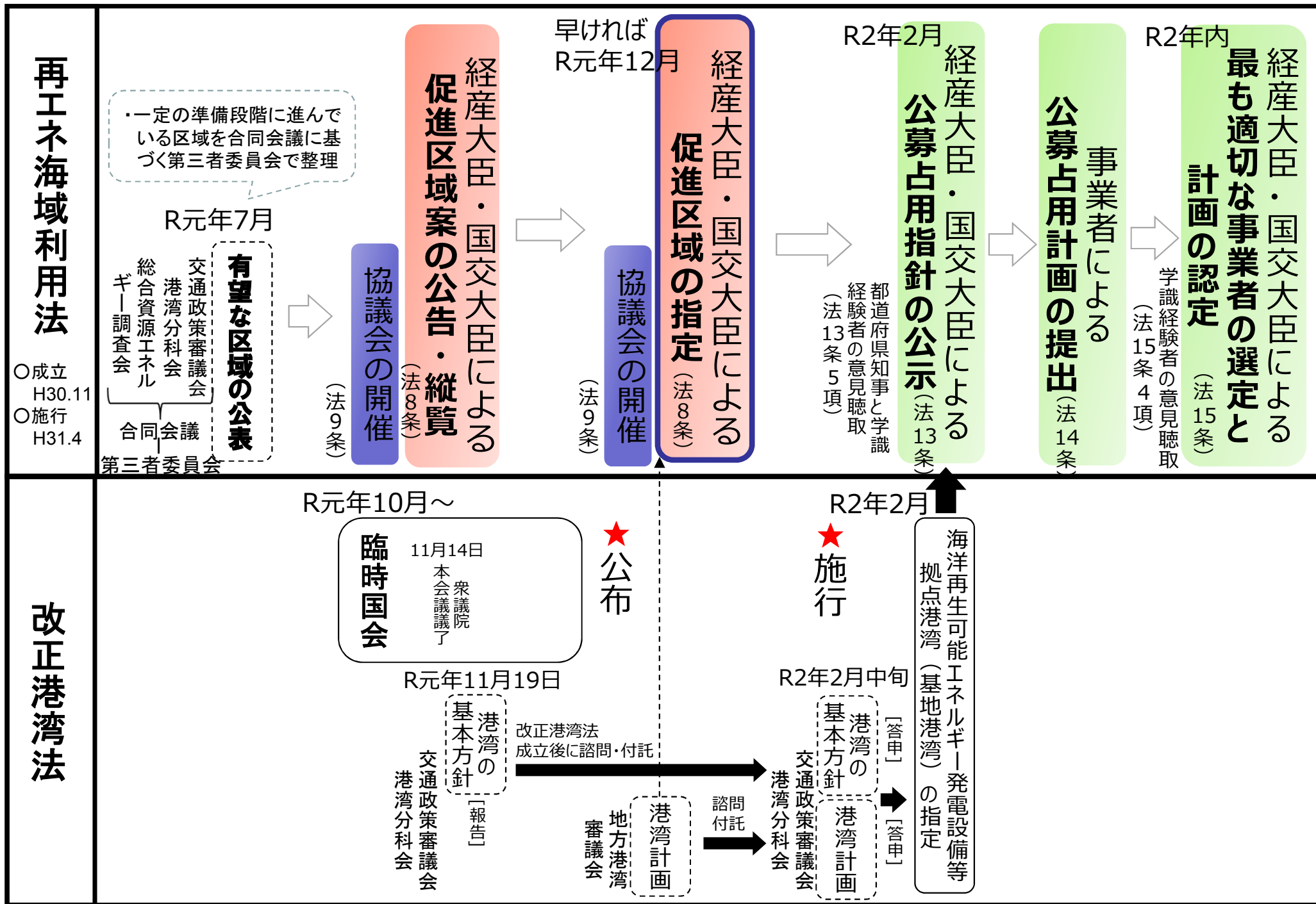


○SEP船※による海上施工の状況



※SEPはSelf-Elevating Platformの略
自己昇降式作業船

[令和元年度] 基地港湾の指定のスケジュール



港湾の基本方針の変更ポイントについて

- 「V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項」－「2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」において、「(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備の建設、維持管理等の拠点となる港湾」を追加し、発電事業者による長期・安定的な利用に加え、二以上の発電事業者との利用調整や災害等の事由に伴う利用の協力等を明示するものである。

現行の基本方針(R1.6.27告示)	基本方針の主な変更ポイント
<p>V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項</p> <p>2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</p> <p>(1)バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾(略)</p> <p>(2)クルーズ船の受入拠点となる港湾(略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項</p> <p>2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</p> <p>(1)バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾(略)</p> <p>(2)クルーズ船の受入拠点となる港湾(略)</p> <p>(3)海洋再生可能エネルギー発電設備の建設、維持管理等の拠点となる港湾</p> <p>－以下事項等の記載を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭において、発電事業者による発電設備の設置、維持管理及び撤去にいたるまでの長期・安定的な利用の確保。 ○ 国及び当該港湾の港湾管理者は、広域に展開する二以上の発電事業者と適切な利用調整を行い、埠頭の貸付けによる長期・安定的な埠頭の利用を確保。 ○ 当該埠頭の借受者は、国及び当該港湾の港湾管理者の求めに応じ、災害等の事由に伴う、借受者以外の第三者の利用に協力。 ○ 埠頭の形成に当たって、港湾計画等との整合及び当該港湾における開発、利用及び保全に係る長期的な指針との調和。

変更箇所